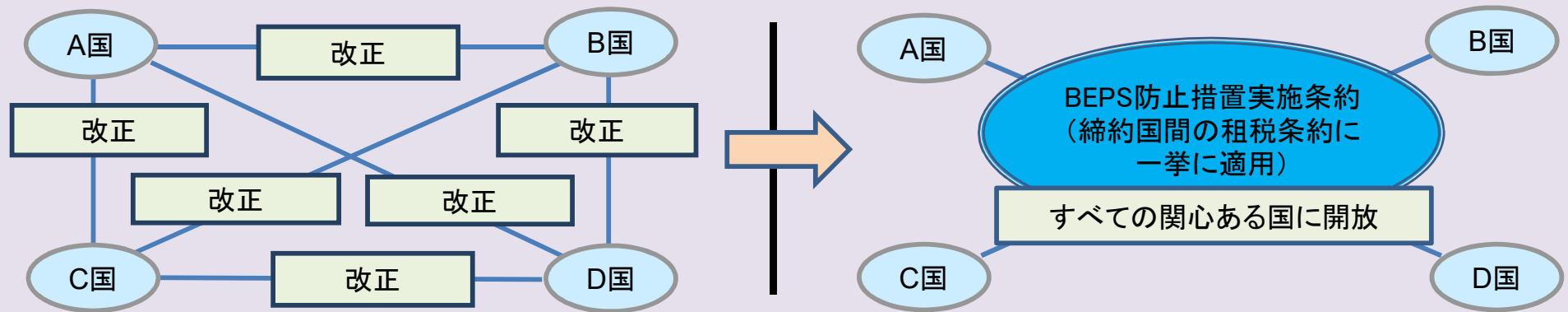


BEPS防止措置実施条約の概要及び経緯

概要

- 本条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。
- 本条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となる。
- 本条約により導入可能なBEPS防止措置は、行動2、6、7及び14に基づき策定された①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成される。
- 本条約の各締約国は、既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができ、また、本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の制限の下で選択することができる。



経緯

- 2014年9月：BEPS報告書において、多数国間条約交渉のためのマンデートの策定を勧告。
- 2015年5月以後：2016年末までの策定に向けて、数次にわたり会合を開催。
- 2016年11月24日：参加国による条文の採択。
- 2016年12月31日：署名のために全ての関心のある国に開放。
- 2017年6月7日：署名のための式典をパリにおいて開催。

BEPSプロジェクトの最終報告書について

○ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクトとは

企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間になずれが生じていた。BEPSプロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing Field) という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと (BEPS) がないよう、国際課税ルールを世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

A. グローバル企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う間接税に係る問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。一方、直接税に係る問題については、以下の(2)~(6)の勧告を実施することで、対応可能であり、物理的施設を伴わない事業活動に対し、PE (Permanent Establishment) という現行の物理的概念を超えて事業 (= 課税) の場所を認識することについては、未だ電子経済はそこまでの発展段階に至っておらず、現時点では不要と結論。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化

行動3 外国子会社合算税制の強化

行動4 利子控除制限

行動5 有害税制への対抗

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準 (モデル租税条約・移転価格ガイドライン) が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 租税条約の濫用防止

行動7 恒久的施設認定の人為的回避の防止

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング (企業と当局間の事前合意) に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示

行動13 多国籍企業情報の報告制度

(移転価格税制に係る文書化)

C. 企業の不確実性の排除と予見可能性の確保

(5) 法的安定性の向上

BEPS防止措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 相互協議の効果的実施

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要することから、BEPS防止措置を効率的に実現するための多数国間条約を2016年末までに策定する。

行動15 多数国間条約の策定